

第 2 0 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を廃止する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「東京都台東区住民基本台帳カード利用条例（平成15年6月台東区条例第26号。以下「利用条例」という。）第2条第3号に規定する専用端末機又は」を削り、同表17の項中「利用条例第2条第3号に規定する専用端末機又は」を削り、同表22の項中「（以下「印鑑登録証」という。）」を削り、同表中23の項及び24の項を削り、同表中25の項を23の項とし、26の項を24の項とし、27の項を25の項とする。

別表第2の2保健衛生の部1の項中

「	<table border="1"><tr><td>1</td><td>ホテル営業</td><td>30,</td></tr><tr><td></td><td>600円</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>旅館営業</td><td>30,6</td></tr><tr><td></td><td>00円</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>簡易宿所営業</td><td>1</td></tr><tr><td></td><td>6,500円</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>下宿営業</td><td>16,5</td></tr><tr><td></td><td>00円</td><td></td></tr></table>	1	ホテル営業	30,		600円		2	旅館営業	30,6		00円		3	簡易宿所営業	1		6,500円		4	下宿営業	16,5		00円		
1	ホテル営業	30,																								
	600円																									
2	旅館営業	30,6																								
	00円																									
3	簡易宿所営業	1																								
	6,500円																									
4	下宿営業	16,5																								
	00円																									
	を																									
	<table border="1"><tr><td>1</td><td>旅館・ホテル営業</td><td></td></tr><tr><td></td><td>30,600円</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>簡易宿所営業</td><td>1</td></tr><tr><td></td><td>6,500円</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>下宿営業</td><td>16,5</td></tr><tr><td></td><td>00円</td><td></td></tr></table>	1	旅館・ホテル営業			30,600円		2	簡易宿所営業	1		6,500円		3	下宿営業	16,5		00円		に						
1	旅館・ホテル営業																									
	30,600円																									
2	簡易宿所営業	1																								
	6,500円																									
3	下宿営業	16,5																								
	00円																									
	」																									

改め、同表の4建築の部20の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同部22

の 2 の項、 2 3 の項、 2 8 の項、 3 0 の 2 の項、 3 1 の項、 3 5 の項及び 4 1 の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第 2 の 4 建築の部の改正規定 平成 3 0 年 4 月 1 日

(3) 別表第 1 の改正規定 平成 3 0 年 6 月 1 日

(4) 別表第 2 の 2 保健衛生の部の改正規定 平成 3 0 年 6 月
1 5 日

(準備行為)

2 別表第 2 の 2 保健衛生の部 1 の項の営業（旅館・ホテル営業に限る。）に係る申請及びこれに関し必要な行為は、前項第 4 号の規定の施行の日前においても行うことができる。